

長岡市事務決裁規則（抄）

平成10年 3 月30日 規則第11号
最近改正 令和 7 年 3 月31日 規則第44号

（合議）

第 9 条

- 2 次に掲げる行為をしようとするときは、財政課長及び財務部長に合議しなければならない。この場合において、別表第 1 から別表第 3 までに定める決裁責任者が課長、地域事務所長、支所長、支所課長又は施設長若しくは校長のときは、当該事案に係る決裁責任者は、これらの表に規定する決裁責任者の区分にかかわらず、部長とする。
 - (1) 特定財源の収入が未確定又は減少若しくは減少の見込みである場合に、当該予算を執行すること。
 - (2) 使途及び箇所が特定されている予算について、これを変更して執行すること。
- 3 長岡市財務規則（平成 3 年長岡市規則第15号）別表第 4 左欄に掲げる契約の種類に応じ、当該右欄に定める金額を超えて随意契約（不落随意契約（競争入札において再入札に付したが落札者がいないとき、当該再入札において有効な最低価格の入札を行った者と直ちに協議し、随意契約を締結することをいう。）を除く。）により、予算を執行しようとするとき（契約の変更によるときを含む。）は、契約検査課長（契約検査課の所管業務に係るものに限る。）、財政課長及び財務部長に合議しなければならない。この場合において、別表第 1 から別表第 3 までに定める決裁責任者が課長、地域事務所長、支所長、支所課長又は施設長若しくは校長のときは、当該事案に係る決裁責任者は、これらの表に規定する決裁責任者の区分にかかわらず、部長とする。

別表第 1（第 4 条関係）

共通事務に係る市長決裁及び専決権限事項表

6 支出負担行為に関する事項

項目（費目）			執行 伺の 要・ 不要	執行伺の決裁責任者							合議先	協議先	
				市長	副市長	部長	課長	地域 事務 所長	支所長	支所 課長			施設長 校長
10 需用費													
	(2)	修繕料	要			300 万円 以上	300 万円 未満	300 万円 未満	300 万円 未満	200 万円 未満	10 万円 未満		
12 委託料													
	(2)	ア 初度の 契約締結 に係るもの	要	1 億 5,000 万円 以上		1 億 5,000 万円 未満	1,000 万円 未満	300 万円 未満	1,000 万円 未満	200 万円 未満		財 財部 (1 億 5,000 万 円未満 不要)	会 会管 (1 億 5,000 万 円未満 不要)
		イ 請負契 約額の変 更	要	変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額 が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれ(ア)を適用									
	(3)	その他	要		5,000 万円 以上	5,000 万円 未満	1,000 万円 未満	300 万 円未 満	1,000 万円 未満	200 万円 未満		財 財部 (5,000 万 円未満 不要)	会 会管 (5,000 万 円未満 不要)
14 工事請負費													
	(1)	初度の契約締 結に係るもの	要	1 億 5,000 万円 以上		1 億 5,000 万円 未満	1,000 万円 未満	300 万円 未満	1,000 万円 未満	200 万円 未満		財 財部 (1 億 5,000 万 円未満 不要)	会 会管 (1 億 5,000 万 円未満 不要)
	(2)	請負契約額の 変更	要	変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額 が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれ(1)を適用									

10 契約に関する事項

項目	決裁責任者							合議先
	市長	副市長	部長	課長	地域事務 所長	支所長	支所 課長	
1 長期継続契約（長岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年長岡市条例第191号）第2条に規定する契約に限る。）の締結に関する方針の決定	当該契約の12月分の契約予定金額に対応する6の支出負担行為に関する事項の決裁区分。ただし、当該決裁区分による決裁責任者が課長、地域事務所長、支所長、支所課長又は施設長若しくは校長のときは、当該事案に係る決裁責任者は、当該決裁区分による決裁責任者の区分にかかわらず、部長とする。							契 財部 （財部は、副市長以上のもの）
2 入札参加者の資格決定			重要	○	○	重要	○	
3 施行又は実施内容の決定（変更）	5の収入原因行為に関する事項及び6の支出負担行為に関する事項の決裁区分							
4 業者の選定			○	課長専決のもの	地域事務所長専決のもの	○	支所課長専決のもの	
5 入札保証金の免除				○				
6 契約保証金の免除				○				
7 予定価格の決定			○	課長専決のもの	地域事務所長専決のもの	○	支所課長専決のもの	
8 最低制限価格の決定			○	課長専決のもの				
9 入札執行の日時及び場所の決定及び変更並びに入札執行の中止				○	○		○	
10 契約の締結事務				○	○		○	
11 前金払及び部分払の決定				○	○		○	
12 権利義務の譲渡等の承認	原議（3 施行又は実施内容の決定（変更）に係る原議をいう。以下同じ。）の決裁区分							
13 工期、納期等の延長、変更等の承認	原議の決裁区分							
14 契約の変更又は解除	原議の決裁区分							
15 再委託の承認			○	課長専決のもの	地域事務所長専決のもの	○	支所課長専決のもの	
16 違約金又は損害金の徴収の決定	原議の決裁区分							

17	検査等履行の確認								
	(1) 災害応急復旧工事			○	課長専決のもの	地域事務所長専決のもの	○	支所課長専決のもの	
	(2) (1)以外のもの（当初の請負額が200万円を超える建設工事に関するものを除く。）			○	課長専決のもの又は例月支払のものの（契約等により年額を分割して毎月支払うものをいう。）	地域事務所長専決のもの又は例月支払のものの（契約等により年額を分割して毎月支払うものをいう。）	○	支所課長専決のもの又は例月支払のものの（契約等により年額を分割して毎月支払うものをいう。）	
18	建設工事の特例								
	(1) 工事の着手時期の延期、中止及び中止解除並びに工期延長の決定			○	課長専決のもの	地域事務所長専決のもの	○	支所課長専決のもの	契（200万円以下不要）
	(2) 工事監督員及び検査員の指定				○	○		○	
	(3) 部分使用又は部分引渡し の決定			○	課長専決のもの	地域事務所長専決のもの	○	支所課長専決のもの	

備考（別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4共通）

- 4 決裁済の事案を変更する場合で表中に金額の記載があるものは、変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれ表中の金額を適用する。